（様式４）

令和　　年　　月　　日

**企　画　提　案　書**

（宛先）

春日市長　井　上　澄　和

所在地

法人名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

「令和５年度プロポーザル方式による市有財産（春日市役所駐車場）借受者公募要領」による企画提案書を提出します。

（事務担当責任者）

所属・職名

氏名

電話

FAX

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

１　企画提案書等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名及びその内容 | 作成に当たっての留意点 | 提出部数 |
| １　企画提案書 | 様式４を使用 | 原本１部 |
| ２　事業計画書 | Ａ4サイズ、片面、20枚以内で作成、ページ番号を付すこと | 11部 |
| ３　レイアウト図 | Ａ3サイズ、縮尺・方位を統一 | 11部 |

２　事業計画書について

　　事業計画書の作成にあたり、次の項目は必ず記載してください。

　　※事業計画書には、会社名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示を一切しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 記載内容 | 審査で重視する点 |
| 1. 貸付料
 | 貸付料（年額）（消費税別） | ・貸付料の額 |
| 1. 利用料金
 | 閉庁時（平日午後6時から午前7時30分まで、土日祝日及び12月29日から1月3日まで）における料金 | ・調査設定及びその設定根拠が適切か |
| 1. 運営管理体制
 | 現地対応可能時間電話対応体制個人情報保護について | ・24時間365日体制で対応が可能か・コールセンター対応が可能か・コールセンター応答率（オペレーターに繋がる割合）は一定基準以上確保できているか・外国人対応ができるようにコールセンターには日本語以外に英語、中国語、韓国語の対応ができるスタッフを有しているか・ゲートの遠隔操作が可能か・プライバシーマークを取得し、個人情報保護に配慮した取組みを行っているか |
| 1. 苦情処理

トラブル対応 | 苦情処理の際の連絡体制苦情対応マニュアルトラブル処理マニュアル他団体でのトラブル対応事例（報告から処理完了まで） | ・苦情処理、トラブル対応の体制が整っているか・マニュアルは分かりやすく整理されているか・トラブル対応は適切か |
| 1. イベント時の対応
 | 市のイベントへの対応 | ・駐車場の開放及び復旧作業における市の負担の程度 |
| 1. 停電時の対応
 | 駐車場の開放と復旧の手順 | ・駐車場の開放及び復旧作業における市の負担の程度 |
| 1. 放置車両（長期駐車）対策
 | 長期間の駐車への対応処理日数 | ・対応策が整っているか、対応は迅速か |
| 1. 安全対策
 | 駐車場利用者、通行人への配慮 | ・安全確保は十分か |
| 1. 設置機器及び認証機
 | 駐車場事業の運営のために設置する機器市が無料措置を行う際に必要な機器等 | ・入出庫ゲートの数は十分か・満空情報が表示できる装置か・精算機には電話もしくはインターホンを設置しているか・精算機の案内は表示以外にも音声対応しているか・貸与機器は適切か、貸与台数は十分か・割引機器は、3種類以上の割引内容が設定でき、誤って処理しても2度目の処理を優先できているか |
| 1. 案内看板及び満空表示
 | 設置場所、大きさ、表示内容 | ・利用者が利用方法を確認できるか・案内看板、満空表示の設置数 |
| 1. 多様な

支払方法 | 電子ﾏﾈｰ、ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ、高額紙幣新500円硬貨、新紙幣対応等の多様な支払方法の導入 | ・多様な支払方法が可能か・インボイス制度への対応も考慮しているか |
| 1. 駐車場の維持管理
 | 駐車場設備機器の保守メンテナンス・復旧体制、場内の清掃等の維持管理（巡回回数／清掃回数）を明確に | ・体制が整っているか・巡回や清掃、定期保守の回数は適切か・自社（グループ会社含）対応が可能か（警備会社に丸投げしていないか）・市への報告方法を明示しているか |
| 1. 利用者への配慮
 | 高齢者や障がい者への配慮出入口の混雑対策 | ・十分な配慮がなされているか・混雑対策が十分図られているか |
| 1. 環境への配慮
 | 環境配慮などの取組 | ・環境負荷の低減や地域環境に配慮しているか |
| 1. その他
 | 利用者に対する独自サービス等 | ・利便性や満足度向上が図られるか |
| 1. 実績
 | 他自治体における実績（事業者が駐車場を借受け、自治体に貸付料を支払う、同様の事業形態が対象） | ・同様の駐車場事業における実績を積んでいるか |

３　レイアウト図

|  |  |
| --- | --- |
| ①　車室 | 車室は118台とする｢多目的駐車区画｣は現況のままとすること |
| ②　精算機、看板等の駐車設備 | 主な駐車設備の設置場所を記載すること |
| ③　駐車場法（昭和32年法律第106号）への対応 | 必要に応じ、対応を記載すること |